



* 1 『日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査規程』第17条により、審査結果に異議がある研究責任者は、1回に限り異議の根拠となる資料を添えて再審査の申請をすることができる。

* 2 本審査は年3回程度開催する